



令和6年度
秋の全国交通安全運動
藤沢市実施要領



令和5年度 藤沢市小・中学生交通安全ポスター展 協賛企業賞
片瀬小学校 浅井 麻衣里さんの作品

< 目次 >

「秋の全国交通安全運動」実施要領	2～7ページ
「秋の全国交通安全運動」キャンペーン実施要領	8ページ
「秋の全国交通安全運動」街頭指導実施要領	9ページ
令和6年度小・中学生交通安全ポスター展	10ページ

神奈川歩行者安全五則

- 1 横断する意思を明確にする!
- 2 横断歩道を渡る!
- 3 歩きスマホはしない!
- 4 危険な踏切横断はしない!
- 5 反射材を身に着ける!



「秋の全国交通安全運動」実施要領

1 目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人一人が交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

2 スローガン

挙げる手を やさしく見守る 横断歩道

3 運動期間

実施期間

9月21日(土)から30日(月)までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日

9月30日(月)

4 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

5 運動重点に関する主な推進事項

(1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- (ア) 横断する意思を運転者に明確に伝え、周囲の安全を確認しながら横断すること等を促す呼び掛けの推進
- (イ) 通学路を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動の推進
- (ウ) 神奈川歩行者安全五則の周知
- (エ) こどもや高齢者の交通事故の特性・特徴を踏まえた参加体験型安全教育の推進
- (オ) 反射材の着用促進

(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

(ア) 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進

(イ) 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯の励行

(ウ) 横断歩道等における歩行者等保護の徹底



(エ) 地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

(オ) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

(3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(ア) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

(イ) 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

(ウ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進



(エ) 「自転車安全利用五則」の活用による車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底

(4) 二輪車の交通事故防止

(ア) 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

(イ) 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

(ウ) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底

(エ) 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

夕暮れ時の事故に注意!!

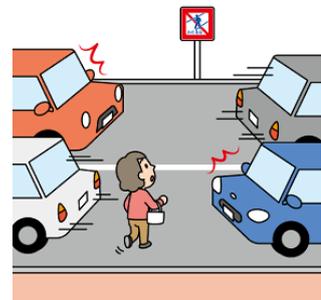
令和元年から令和5年の5年間における死亡事故を分析した結果、

●死亡事故は一日の中で **17時~19時台** の夕暮れ時に最も多く発生。

●夕暮れ時の **自動車対歩行者** の事故は
昼間の約3.3倍!!



●自動車対歩行者の死亡事故は、**約8割** が
横断中 に発生。
そのうち7割が **横断歩道以外** を横断中に
事故に遭った。



運転者は...



前照灯の早め点灯を行い、速度を落として、より一層周囲に注意した慎重な運転を心がけましょう。

歩行者は...



明るい目立つ色の衣服の着用や、反射材・ライトを活用しましょう。

(警察庁ホームページより抜粋

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/hakubo.html>)





6 各団体等の役割及び運動の進め方

<p>藤沢市交通安全対策協議会 構成機関・団体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「運動重点に関する主な推進事項」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。 2 関係機関・団体の構成員等に、運動について周知を図ります。 3 各種会議、行事を通じて、運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときは、交通ルールを守ることと交通マナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
<p>警察</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。 2 高齢者やこどもの保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。 3 こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
<p>交通安全協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャンペーンの実施及び SNS などを通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
<p>安全運転管理者会 ・青少年交通安全連絡協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社内の広報媒体や、看板等を活用し、運動の趣旨の徹底に努めます。 2 安全運転管理の徹底と、シートベルト等の着用、過労・無謀運転の防止に努めます。 3 全国交通安全運動や地域で開催される交通安全行事及び職場等での活動に積極的に参加し、交通安全意識の啓発に努めます。

教育機関 ・団体等	<ol style="list-style-type: none"> 1 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 2 学校では、神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
道路管理者・鉄道事業者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
藤沢市	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画などを策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

7 重点の取り組み方



<p>家庭</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 家族で通学路などの近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。 2 夜間の外出には、「明るい色の服装」や「反射材」を身につけましょう。 3 こどもだけでなく、大人も自転車用ヘルメットをかぶり、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。 4 無謀運転をしないこと、二輪車による交通事故の悲惨さ、事故を起こした時の責任の重大さなどについて家族で話し合しましょう。
<p>学校・ 地域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。 2 夜間の外出時には、「明るい色の服装」と「反射材」の活用を呼びかけましょう。 3 朝礼等を活用した、交通安全教育を推進しましょう。 4 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない意識を高めましょう。
<p>職場</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さやこどもと高齢者の行動特性についての教育を行いましょ。 2 アルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を徹底しましょう。 3 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。 4 二輪車の特性や事故実態を理解させるための教育を行うとともに、点検整備をするよう指導しましょう。
<p>交通安全 推進団体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種キャンペーン等を開催し、歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上について呼びかけましょう。 2 飲酒運転の根絶に向けた取組を徹底しましょう。 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守を強かに推進しましょう。 4 二輪車運転講習などの交通安全教育への積極的な参加を呼びかけましょう。

「秋の全国交通安全運動」キャンペーン実施要領

1 目的

悲惨な交通事故を1件でも減らすため、秋の全国交通安全運動の周知徹底により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 実施方法

各地区の実施場所ごとに、啓発用チラシやキャンペーングッズの配布や各種施設の入口等での啓発活動を通じて、交通安全・事故防止を呼びかけます。秋のグッズはスポンジたわしです。チラシとスポンジたわしをセットにして袋に入れて各地区へ配布します。

3 各地区街頭キャンペーン実施日程

地区	日にち	時間	場所
六会	9月20日(金)	15:00~	六会日大前駅東口ロータリー
片瀬	9月20日(金)	16:00~	ヤオコー藤沢片瀬店周辺
明治	9月19日(木)	15:00~	辻堂駅北口周辺
御所見	9月24日(火)	11:00~	用田辻~新用田辻交差点
遠藤	9月26日(木)	14:00~	イトーヨーカドー湘南台店
長後	9月24日(火)	14:00~	長後駅東口・西口周辺
辻堂	9月20日(金)	14:00~	辻堂駅南口周辺
善行	9月24日(火)	14:30~	小田急善行駅東西口広場
湘南大庭	9月24日(火)	10:00~	イオン藤沢(湘南大庭)
湘南台	9月25日(水)	15:00~	湘南台駅東口前、西口前
鵠沼	9月24日(火)	14:00~	本鵠沼駅、鵠沼海岸駅
藤沢東部	9月24日(火)	10:00~	藤沢駅北口
藤沢西部	9月24日(火)	10:00~	藤沢駅北口
村岡	期間中	館内運営時間	街頭キャンペーン実施せず、館内で配布

「秋の全国交通安全運動」街頭指導実施要領

1 目的

秋の全国交通安全運動の一環として、通園・通学児の安全を確保するため、登園・登校時間帯にあわせて通学路で街頭指導を実施し、児童等の交通事故防止を図ります。

2 実施日・時間

(1) 実施日

9月24日(火)、25日(水)、26日(木)

(2) 実施時間

午前7時30分から8時30分までの間

児童の通学状況にあわせて可能な範囲で実施

3 実施場所・時間

各実施団体指定場所



令和6年度小・中学生交通安全ポスター展

1 目的

小・中学生から交通安全ポスターを募集することにより、児童・生徒に交通安全意識の高揚を図るとともに、入賞作品を発表・掲示することで、広く市民に交通安全・事故防止を呼びかけます。

2 募集締切

9月4日(水) (回収は後日、防犯交通安全課が実施)

3 審査

(1) 第1次審査会 9月11日(水)

(2) 第2次審査会 9月20日(金)

4 入選作品数

(1) 最優秀賞 3点

(2) 優秀賞 11点

(3) 佳作 最優秀賞及び優秀賞以外の第1次審査通過作品

5 展示期間

10月1日(火)から10月10日(木)まで

6 展示場所

善行市民センター1階コモンスペース

7 表彰式

11月30日(土) Fプレイス





「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡